

# 新潟県立吉田高等学校同窓会会則

## 第1章 名称及び所在地

第1条 本会は新潟県立吉田高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は事務所を新潟県立吉田高等学校内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、あわせて母校の発展に資することを目的とする。

## 第3章 会員

第4条 本会は会員を正会員と特別会員とする。

1. 正会員は新潟県立吉田商業高等学校・新潟県立吉田高等学校卒業者、及び、かつて在籍し入会を希望して役員会の承認を得た者とする。

2. 特別会員は新潟県立吉田高等学校職員、及び新潟県立吉田商業高等学校旧職員、新潟県立吉田高等学校旧職員とする。

## 第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名 2. 副会長 3名 3. 評議委員 各期若干名  
3. 会計監査 2名 5. 顧問 若干名 6. 幹事 若干名

第6条 役員の選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長、及び会計監査は役員会で選出し、総会の承認を得る。  
2. 評議委員は各卒業年度会員が選出する。  
3. 顧問は歴代会長、及び学校長を委嘱する。  
4. 幹事は評議委員の互選によって選出されたもの、及び役員会の議決によって委嘱された学校職員とする。

第7条 顧問、及び学校職員による幹事を除く役員の任期は1ヶ年とする。但し、留任を妨げない。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を総理し、役員会、及び総会を招集する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。  
3. 評議委員、及び顧問は必要に応じて会務に参与する。  
4. 会計監査は会計の監査にあたる。  
5. 幹事は会の常務を処理する。

## 第5章 機関

第9条 本会は次の機関を置く。

1. 総会 2. 役員会

第10条 総会は本会の最高決議機関であって、会員、及び特別会員で構成し次の事項を審議する。

1. 事業計画 2. 予算及び決算 3. 役員の承認

4. その他第3条の目的を達成するに必要な事項

第11条 総会は毎年1回開催する。但し会長又は役員会が必要と認めた時、及び会員の3分の1以上から要求があった時には臨時に開催しなければならない。

第12条 役員会は、会長、副会長、評議員、顧問、及び幹事で構成し、事業計画の立案、予算の編成、その他第3条の目的を達成するに必要な事項を審議する。

第13条 第10条役員会は、会長が必要と認めた時開催する。

第14条 総会、役員会での議決は出席者の過半数をもって決する。

## 第6章 会計

第15条 第14条本会に入会する時は、入会金を納めなければならない。

第16条 本会の所要経費は入会金、その他をあてる。

第17条 本会の会計は幹事が担当する。

第18条 本会の事業年度、及び会計年度は毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

## 第7章 付則

第19条 会員が支部を結成した時には、その会則を添えて会長あて届出なければならない。

第20条 本会則を改めるには総会の議決を経なければならない。

第21条 本会則は、昭和58年6月25日から実施する。